

大口町グループホーム事業者選定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大口町内に介護保険の認知症対応型共同生活介護等（以下「グループホーム」という。）の提供できる施設の整備を行う事業者の公正な選定を行うために設置する大口町グループホーム事業者選定委員会（以下「委員会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は次の事務を所掌する。

- (1) 事業者選択基準の策定に関すること。
- (2) 事業者の審査に関すること。
- (3) その他事業者選定に関すること。

(委員会)

第3条 委員会は、委員6人以内で組織する。

- 2 委員は、高齢者福祉制度及び介護保険制度に関し必要な経験又は知識を有する者の中から町長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱後6月間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は委員の互選により定め、副委員長は委員長が指名する。
- 3 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議の招集等)

第6条 委員会の会議は、委員長が召集し、その議長となる。ただし、委員総数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開催することができない。

- 2 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところに

よる。

- 3 委員長は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係職員等を会議に出席させ、説明を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉部健康生きがい課が行う。

(その他必要事項)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、そのつど委員会が定める。

附 則 (平成19年9月28日 大口町告示第95号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (平成20年10月1日 大口町告示第82号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (平成21年3月27日 大口町告示第39号)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。